

J A F 公認地方競技
2016年 J M R C 中部ダートトライアル北陸シリーズ第7戦

ザ・イゴのダートラ神無月

特 別 規 則 書

JAF公認 No.2016-2214

公 示

本競技会は日本自動車連盟（J A F）公認のもとに、国際自動車連盟（F I A）の国際モータースポーツ競技規則に準拠した J A F の国内競技規則およびその付則、J M R C 中部共通規則および J M R C 中部ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定ならびに、本大会の特別規則に従って開催される。

第1条 競技会の名称

J M R C 中部ダートトライアル北陸シリーズ第7戦
ザ・イゴのダートラ神無月

第2条 競技種目

ダートトライアル

第3条 競技格式

J A F 公認 地方競技 公認番号：2016-2214

第4条 開催日

平成28年10月16日（日曜日）

第5条 開催場所

オートパーク今庄
福井県南条郡南越前町湯尾230-4の1
T E L : 0778-45-1500又は、090-3155-3601（平澤政夫）

第6条 オーガナイザー

チーム うらら
福井県あわら市西温泉2-707-2
代表者小泉憲志郎 T E L : 0776-78-5821

第7条 大会役員

組織委員長 小泉憲志郎
組織委員 河崎好寛
組織委員 山田哲次

第8条 競技会主要役員

1) 競技会審査委員会

審査委員長 福田淳三 (Th r ee-R)
審査委員 小杉謙一 (TOMB0)

2) 競技役員

競技長 小泉憲志郎
コース委員長 寺島 滋
計時委員長 山田哲次
技術委員長 河崎好寛
事務局長 平澤政夫
認定救急安全委員 木下恭兵

第9条 参加車両

2015年JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定に定める
スピードN・B・S A ・S C ・D車両に適合した車両とする。

すべての車両は、6点以上のロールバーを強く推奨する。

**SA、S A X、B車両のマフラー及び排気管は、EXマニホールド及び
フロントパイプ部を含め社外排気管への変更が認められる。**

第10条 クラス区分

クラス1:気筒容積1500cc 以下の2輪駆動の
N・B・S A ・S A X ・S C ・D車両

クラス2:気筒容積1500cc を超える2輪駆動の
N・B・S A ・S A X ・S C ・D車両

クラス3:気筒容積1600cc 以下の4輪駆動の
N・B・S A ・S A X ・S C ・D車両

クラス4:気筒容積1600cc を超える4輪駆動の
N・B・S A ・S A X ・S C ・D車両

クローズド:排気量区分なしのN・B・S A ・S A X ・S C ・D車

第11条 参加資格

- (1)2016年度 J A F 発給の競技運転者許可証国内B
又は国内Aを有すること。
- (2)20才未満の競技運転者は参加申込に際し、親権者の
承諾書を提出すること。
- (3)競技に有効な死亡時500万円以上の傷害保険または
J M R C 共済会に加入していること。
- (4)同一車両の重複参加は2名以上を可能とする。
- (5)クローズド参加者は、有効な運転免許証所持者とし上記
(1)(3)の資格は必要なしとする
競技運転者許可証のない人は運転免許証番号を記入すること。

第12条 参加台数

全クラスを通じて150名迄とする。(クローズド含む)

第13条 参加申込及び参加料

- (1)参加申込及び問い合わせ先
〒919-0131 福井県南条郡南越前町今庄6-9-1
オートパーク今庄内 平澤政夫
TEL《090》3155-3601 FAX《0778》45-0700
- (2)参加受付期間
平成28年9月20日～平成28年10月6日必着
※期間厳守のこと!
クローズド受付 平成28年10月11日必着
- (3)参加料
15,000円(但し2015年度JMRC中部の入会クラブの会員
は13,000円とする「証明として申込書のクラブ印の
ところにJMRC中部登録クラブ印を押印のこと」)(昼食付)
女性、学生8,000円(昼食付) 語学スクール等の学生は、
除く(申込時に学生証のコピーを添付すること)
クローズド参加料9,000円(昼食付)

第14条 タイムスケジュール

ゲートオープン	6:50～
受付	7:00～8:00
コースオープン	7:10～8:25
車検	7:10～8:10
ドライバースブリーフィング	8:35～8:45
第1ヒート開始	9:00～
表彰式(予定)	15:00～

第15条 賞典

各クラス1位～3位 J A F メダル(クローズドを除く)
各クラス1位～6位、副賞
但し、参加台数により、賞典の制限を行う場合がある。
尚、表彰対象者が表彰式に欠席した場合には、表彰を
放棄したものとして副賞は授与されない。

第16条 付則

- (1)本特別規則書に記載されない競技に関する
細則は、J A F 国内競技規則、F I A 国際モータースポーツ競技
規則並びにJMRC中部共通規則に従って開催される。
- (2)本規則および競技に関する諸規則解釈に疑義が生じた
場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。
- (3)本規則の適用は、参加受付と同時に有効となる。
大会組織委員会